

昭和二十七年六月二十日受領
答 弁 第 四 三 号

(質問の 四三)

内閣衆質第四二号

昭和二十七年六月二十日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 林 讓 治 殿

衆議院議員竹村奈良一君提出昭和二十七年米生産目標数量に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員竹村奈良一君提出昭和二十七年米生産目標数量に関する質問に対する答弁書

昭和二十七年産米の生産目標については法的根拠はない。しかし政府においては国内食糧の自給態勢を強化するため、種子、耕土培養、病虫害防除、土地改良等について多額の予算措置を講じ、各種増産施策を行っているので、これら多額の予算を効率的に使用するために指導的な増産目標数量を都道府県に示し、生産の確保と農家の指導に遺憾なきを期したものである。

従つて右数量はあくまで指導生産目標数量であり、供出数量の基礎とするものではなく、又各農家がこの指示をたとえ受けたとしても、法的に受けなければならぬ根拠はない。

右答弁する。